

羽島市障害者計画に寄せられた意見

No.	意見 ()内のページ数は変更後のページ数	市の考え方 ()内のページ数は変更後のページ数
1	<p>■項目及びページ p.32 相談支援体制の充実</p> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 「羽島市障害者総合支援協議会(もしくは相談支援部会)」での情報共有により、質の高い相談支援事業が実施できるよう図ります。</p> <p>■理由 ①アンケートの相談支援事業の満足度において「不満がある」理由として「困っていることが解消されない」「相談員の相談技術」がありました。 私も相談支援事業所に相談したことがあります、「他事業所の現状がわからずお答えできない」と言われたことがあります。現状の羽島市の相談支援事業は連携不足と感じました。 ②障害者総合支援法等の改正では身体・知的だけでなく、精神障害者や難病患者等の支援強化が示されています。様々な方が必要な障害福祉サービスを利用できるよう、制度の周知や相談支援体制の整備が必要です。</p>	<p>ご主旨につきましては、本計画の実施計画的な位置づけである障害福祉計画(修正後ページP43、P56、P61)に記載がありますので、原案の通りとさせていただきます。</p>
2	<p>■項目及びページ p. 32 相談支援体制の充実</p> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 地域生活支援拠点等の機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の充実に向けて、運用状況の検証、検討を行い、効果的な支援体制の構築を進めます。</p> <p>■理由 羽島市では地域生活支援拠点等は設置・運営しているので計画書に「地域生活支援拠点等」の文言を記載することは妥当な事柄であるため。</p>	<p>ご主旨につきましては、本計画の実施計画的な位置づけである障害福祉計画(修正後ページP38)に記載がありますので、原案の通りとさせていただきます。</p>
3	<p>■項目及びページ p. 59 地域における住まいの場の確保</p> <p>■意見 以下の文面で下線の部分を修正して「施策の方向性」に反映してください。 ・障がい者とその家族が～住まいの確保支援を含めた地域の基盤整備や事業者と連携・周知に努めます。</p> <p>■理由 岐阜県住宅確保要配慮者居住法人一覧では羽島市の事業者は2社登録されています。障がい者やその家族の方が市役所窓口で「住まいの場所」についてご相談があった場合、その事業者を案内できますし、空き状況の受入体制があれば行政と事業者同士で確認しあうことは必要になってくるのかもしれませんが、「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点等」を設置した重要な位置づけだと私は考えます。「推進」という言葉は「(行政側)は関与しませんよ」という響きに聞こえるため、地域資源を生かすために文面修正が必要です。</p>	<p>羽島市も岐阜県居住支援協議会に加入し、障がい者に限らず、住宅確保要配慮者の居住環境安定化に関する協議や情報共有をしています。 基盤整備には、ご主旨についても包含されているため原案の通りとさせていただきます。</p>

羽島市障害者計画に寄せられた意見

4	<p>■項目及びページ p. 59 多様な住まいの整備</p> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 ・日中サービス支援型や「通過型」グループホームの新規事業開始前に運営方針等を確認するとともに、事業実施状況等を評価することで、サービスの質の向上を図ります。</p> <p>■理由 障害者計画策定委員会の委員からも自立支援協議会で評価や検討が必要であると発言されています。また今後「通過型」が制度化する場合は、個別の自立支援計画作成、サビ管への専門職配置、自立支援協議会への報告、地域生活への定着状況などの評価を検討することになります。 「通過型」GHとは現行サテライト型が全体へ広がるイメージで、全員が2～3年で「卒業」する可能性が高いが、あくまで希望する人が利用するとのこと。第2次大垣市障がい者総合支援プランでは自立支援協議会が確認・評価が必要と「新規」で計画に盛り込みました。</p>	<p>ご主旨につきましては、本計画の実施計画的位置づけである障害福祉計画(修正後ページP54)に記載がありますので、原案の通りとさせていただきます。 この方向性については、策定委員会での委員からの意見をもとに追加したものです。 なお、現時点において国等から「通過型」の方向性等については、明確に示されておりませんので計画への記載はいたしません。</p>
5	<p>■項目及びページ p. 37 家族に対する総合的な支援</p> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 ・発達障がいのある人及びその家族等に対する支援としてペアレントトレーニング & ペアレント・プログラム等の施策導入を検討していきます。</p> <p>■理由 令和5年度第2回羽島市障害者計画等策定委員会の中でペアレントトレーニング等は令和8年度をめどに「何らかの形にしてやっていきたい」と市政(市長からも)から発言されました。羽島市障害者計画は6年計画なので国から示されていますし、調査・研究段階であれば「検討」という言葉を用いて同計画書に上記の文面で施策の方向性として追加すべきと思います。</p>	<p>ご主旨につきましては、本計画の実施計画的位置づけである障害福祉計画(修正後ページP45)に記載がありますので、原案の通りとさせていただきます。</p>
6	<p>■項目及びページ p. 40 医療・診療体制の整備・充実</p> <p>■意見 以下の文面で下線の部分を追加して「施策の方向性」に反映してください。 ・障がい者が安心して利用できるよう関係機関と連携して病院の体制づくりに努めます。</p> <p>■理由 ・基幹相談支援センターは病院などと連携して地域に住む障がい者の生活をサポートすることもあります。 ・障害事業所と羽島市民病院と連携していくことも重要です。 ・岐阜県内の大病院では「短期入所」を実施する(厚生農業協同組合系・松波総合病院・中津川市民病院等)障害者の生活をサポートする事業をしています。</p>	<p>現状においても、羽島市民病院に限らず医療機関や障害福祉サービス事業所など、必要な関係機関とは連携をしながら支援を行っています。 記載の方向性については、あくまでも市民病院内での体制づくりについての記載であるため、原案の通りとさせていただきます。</p>

羽島市障害者計画に寄せられた意見

7	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <hr/> <p>■意見 以下の文章を「施策の方向性」に追加してください。 福祉・保健・医療・教育・就労等、様々な分野での専門的な知識のある関係機関が連携する、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。</p> <p>■理由 第7期羽島市障害福祉計画等にも数値目標として「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が記載されています。同様の文言は障害者計画にも必要であると考えます。</p>	<p>ご主旨につきましては、本計画の実施計画的な位置づけである障害福祉計画(修正後ページP36)に記載がありますので、原案の通りとさせていただきます。</p>
8	<p>■項目及びページ p. 41 発達障がい児・者施策の充実</p> <hr/> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 ・不登校児童生徒(精神的な理由等で継続的に学校に通学できない「困り感」の強い障害児)への支援の充実として放課後等デイサービス・教育・医療等関係機関と連携しながら支援していきます。</p> <p>■理由 2005年より学校外の施設への通所を出席扱いにすることができ放課後等デイサービスもその施設に含まれています。もちろん最終的には校長の判断が必要となってきますが、通級指導教室・フルスクール以外でも利用場所と連携して支援の充実をしていってはどうでしょうか。</p>	<p>ご主旨につきましては、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。 なお、個別のケースにおいては、必要に応じて障害児通所支援事業所を含め、学校や関係機関等が連携し支援を行っています。</p>
9	<p>■項目及びページ p. 40 健康管理・増進施策の充実</p> <hr/> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 ・障がい者の健康の保持・増進のために歯科検診の実施・促進していきます。</p> <p>■理由 内閣府が作成した障害者基本計画(第5次)では以下のように記載されています。 「定期的に歯科検診を受けること等又は歯科検診を受けることが困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組～」とあります。 また数値目標として「福祉施設における歯科口腔保健の推進に向けた取組状況」があります。 国が示した指針なので市町村としても同計画書に反映すべきと判断しました。</p>	<p>市では、歯科健康診査を障がいの有無に関わらず実施し、必要な保健指導等を行っていますので、原案の通りとさせていただきます。</p>

羽島市障害者計画に寄せられた意見

10	<p>■項目及びページ p. 43 幼児保育・教育の充実</p> <p>■意見 以下の文面で下線の部分を追加して計画書に反映させてください。 ・一人ひとりの障がい～支援が行えるよう、<u>園で特別支援体制を構築し、職員の専門性～</u></p> <p>■理由 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説(平成30年3月)では園内委員会・特別支援教育コーディネーター指名など、園全体の特別支援教育の体制を充実させると記述されている。 認定こども園の特別支援教育体制にはバラツキがあるようで課題があります。</p>	<p>(案)に記載の内容については、西部幼稚園での取組内容ですので、原案の通りとさせていただきます。 ご主旨につきましては、貴重なご意見として承り、事業実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
11	<p>■項目及びページ p. 44 義務教育の充実</p> <p>■意見 以下の文面で下線の部分を追加して計画書に反映させてください。 ①サポートファイルの周知を行い、<u>福祉事業所での活用の推進を図ります。</u>②担当課で「福祉課」「子育て・健幸課」を追加してください。</p> <p>■理由 ①サポートファイルは乳幼児期から成人期に至るまで、各ライフステージにおける成長の過程、各支援機関での相談内容や支援の記録を整理しておくことにより、一貫した支援が受けられるようにするなど、将来その情報が必要になったときに活用していただくことのできるものです。 岐阜市では総合支援協議会のテーマ別分科会(専門部会)でサポートブックの活用について活発的な議論をしています。 ②学校教育課は小学生～中学生までが対象の課となります。サポートファイルは障がい児・者で一生活用できるものですが、主に福祉系事業所で活用される傾向が他市町の先進事例からあります。</p>	<p>①サポートファイルの周知や活用については、事業所に限定したことでございませので、原案の通りとさせていただきます。 ②当該方向性が「義務教育の充実」になりますので、担当課の修正は行いませんが、ご主旨を勘案し当該方向性をP37の『療育の充実等、障がい児に対する支援』に記載を変更いたします。</p>
12	<p>■項目及びページ p.41 重度障がい者等～への支援</p> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 担当課 追加 ①子育て・健幸課②学校教育課</p> <p>■理由 ①P38「医療的ケアが必要な児童が増えることが予想されるため、地域生活支援拠点等の整備と合わせて、保健・医療・福祉・教育等との関係機関の連携強化が必要」と記載あります。医療(子育て・健幸課)、教育(学校教育課)となります。 ②令和5年6月議会で重度障がい児について教育長が以下のように答弁しています。「学校への看護師の配置につきましては、他市町の状況と保護者の要望を踏まえ、調査研究してまいります。」 ③計画案では「福祉課」だけなので、以上のことより担当課を追加すべきと考えます。</p>	<p>本記載の趣旨としましては、主に地域で生活をする重度障がい者のサービス提供体制の整備についての記載であるため、原案の通りとさせていただきます。</p>

羽島市障害者計画に寄せられた意見

13	<p>■項目及びページ p. 47 企業等の取り組み促進</p> <p>■意見 以下の文面で下線の部分を追加して計画書に反映してください。 ・市ホームページや市広報誌に当該制度や障がい者雇用に関する関係機関を市HPに掲載し、情報発信を図ります。</p> <p>■理由 事業者向け障がい者雇用の相談窓口・制度の利用としてハローワーク・岐阜県障害者職業センター・障がい者就業・生活支援センター等でおこなっておりますが、事業者として制度はあっても存在をしなければ利用できません。 上記の機関は「福祉系」となるのですが、「商工観光課」はよろか「福祉課」でも関係機関を市HPでご案内していません。企業として障がい者雇用をする時のネックとして聞かれるのが、どのように配慮していいか！があります。その相談窓口も上記の機関は行っておりますので、障がい者雇用に関する関係機関も事業者向けにご案内をしていくべきだと思います。もちろん商工会議所にも同機関についてお伝えして、企業向けにご案内していただきたいです。</p>	<p>施策の方向性の「共に働く者としての理解促進」につきまして、原案の通りとさせていただきますが、市ホームページに、障がい者雇用に関する相談窓口を掲載することを検討してまいります。また、商工会議所にも相談窓口を周知し、企業等の取り組み促進を図ってまいります。</p>
14	<p>■項目及びページ p. 48 農福連携の推進</p> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 ・農福連携の情報について制度や関係機関(岐阜県農畜産公社等)について市HPや広報誌に掲載して制度や関係機関の情報発信を図ります。</p> <p>■理由 市HPの担当課(農政課、福祉課)を確認しましたが、「農福連携」に関する情報が全く掲載されておられません。 事業者とし農福連携に興味があったとしても、制度や関係機関を知らなければ前に進むことはできません。 「共に働く者としての理解促進」では～「市ホームページに当該制度を掲載し、情報発信を図ります」とありますので農福連携でも同じような取り組みが必要だと考えます。</p>	<p>ご主旨につきましては、計画案に記載してある施策の方向性と内容が重複するため、原案の通りとさせていただきます。なお、ホームページへの記載等についてはご主旨を勘案して方法を検討いたします。</p>
15	<p>■項目及びページ p. 48 優先調達推進</p> <p>■意見 以下の文面で下線の部分を修正して「施策の方向性」に反映してください。 ・庁内の意向確認をして、優先調達計画を作成し優先的な調達に努めます。</p> <p>■理由 羽島市のこの数年の優先調達の実績は「清掃・施設管理」の2件だけです。他に優先調達できる物として「事務用品書籍」「小物雑貨」「印刷」「情報処理テープ起こし」とありますが、いずれも実績0です。案の文面は現行計画と一緒なので現在のやり方を改善すべきと考えます。 愛西市では年度ごとに優先調達計画を作成し担当課が優先調達する物品および役務(封筒、シール等)があります。羽島市内の障害者事業所でも「袋詰め」「名刺印刷」「印刷物の封入」「袋詰め」「冊子印刷」の業務をしています。事務用品を中心に庁内が優先調達をしてほしいです。</p>	<p>担当課としましては、庁内の周知や事業所による授産製品の販路の拡大について支援を行っていますが、調達実績についてはご意見の通りです。 ご主旨につきましては貴重なご意見として賜り、事業実施にあたって参考とさせていただきます。</p>

羽島市障害者計画に寄せられた意見

16	<p>■項目及びページ p. 48 セーフティーネットの整備</p> <p>■意見 以下の複数の文面について「施策の方向性」で修正(下線部分を追加)・削除してください。 (削除) 生活保護の適正な決定～機能を果たします。 (修正) 生活保護の方や生活困窮者自立支援制度を含め、生活に不自由を感じている方が自立した生活ができるよう関係機関と連携して支援を図ります。</p> <p>■理由 (削除) 雇用・就労の施策の方向性で、生活保護のセーフティーネットは関係ある話とは思えません。福祉事業所としては病気などの就労を阻害する要因がない生活保護受給者の方には、就労指導を行わなければいけません。羽島市は就労指導を生活保護受給者向けにやっていますか？ (修正) 具体的な関係機関とは生活保護や高齢者の方が多いのでシルバー人材センターやハローワークとなります。生活保護の就労支援として「生活保護受給者等就労支援自立促進事業」があり地方公共団体とハローワークが協定等を結び基盤強化する事業もあります。</p>	<p>(削除) 障がい者に限定されませんが、地域生活において必要な支援のひとつとして生活保護がございますので、計画書に記載しております。 ご主旨を勘案して、当該施策「セーフティーネットの整備」につきましては、(修正後ページP37)施策目標1「生活支援、福祉サービスの充実」の(3)「地域で支える自立に向けた生活支援の充実」に記載します。 なお、生活保護受給者に対して必要な指導は行っております。 (修正) ご主旨につきましては、障害福祉に関連した内容ではございませんので、原案の通りとさせていただきます。</p>
17	<p>■項目及びページ p. 49 地域における障がい児の活動への支援</p> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 ・障がい者団体等の育成を図り、その自主的な活動の側面的支援をします。</p> <p>■理由 現行の障害者計画(2018～2023)に記載されていた文面ですが、次期障害者計画の策定段階では削除されていました。同計画書策定委員会の委員の中には障がい者団体を運営されている方もおられます。次期計画では障がい者団体の育成支援が必要でないと行政が判断されるのであれば、障がい者団体の誤解を持たれないよう説明をしたほうがよいと考えます。</p>	<p>ご主旨について、追加して記載いたします。 なお、児童に限ったことではございませんので、P64の地域福祉の推進において追記いたします。</p>
18	<p>■項目及びページ p. 51 芸術・文化、レクリエーション活動の推進</p> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 ・障がいのある人が能力を発揮する場として、市主催の芸術展や、各地区の文化祭等で、絵画や書道等の作品を募集・展示します。</p> <p>■理由 障害者による文化芸術の推進に関する法律第11条に障害者の文化芸術の作品等の発表の機会の確保があります。羽島市の現状としましては特別支援学校や特別支援学級等に通学する障がい児に作品を発表する機会がありますが、学校を卒業後の福祉作業所等で障害者が文化芸術を発表する場がないとの声を聞いたことがあります。市主催だけでなく各地区の文化祭等でも障害者施設・事業所は地域資源として活用していただきたい。</p>	<p>ご主旨につきましては、原案の通りとさせていただきます。 市主催や各地区の文化祭等の作品を発表する場については、障がいの有無によって機会が制限されるものではないので、どなたでも地域の行事等に積極的にご参加ください。 なお、障がいをお持ちの方の芸術文化支援の拠点として岐阜県ではTASCぎふ(タスクギフ)において美術分野や芸術分野に取り組む障がいのある人のサポートをしています。</p>

羽島市障害者計画に寄せられた意見

19	<p>■項目及びページ p. 51 スポーツ活動の推進</p> <hr/> <p>■意見 以下の文面で下線部分を追加して計画書に反映させてください。 ・より多くの方に障がい者スポーツを体験してもらうために、羽島市内の総合型地域スポーツクラブと連携し障がい者スポーツ指導員の資格取得支援やポッチャ大会の周知～</p> <p>■理由 羽島市スポーツ推進計画見直し案で障がい者スポーツ指導員の資格取得支援が記載されています。</p>	<p>ご意見の通り、「羽島市スポーツ推進計画」において当該記載がございます。 各施策内容の詳細については、それぞれの計画等で記載されておりますので、原案の通りとさせていただきます。</p>
20	<p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <hr/> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 ・担当課 高齢福祉課を含める ・介護保険分野と連携しながら、新たな共生型サービス事業所の確保と利用に向けた支援を行います。</p> <p>■理由 介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする。障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした指定手続きの特例として、平成30年に設けられた制度です。この取り組みは地域共生社会を推進するためのきっかけとなりますので、羽島市でも介護保険サービス事業者が障害福祉サービスを提供できるよう行政として推進してほしいです。</p>	<p>ご主旨につきましては、施策の方向性P36「介護給付サービスの充実」に追記いたします。</p>
21	<p>■項目及びページ p. 61 防災対策の推進</p> <hr/> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 ・災害緊急情報を知らせる防災行政無線やお知らせコールサービス、メール配信サービスなど、障がい特性に配慮した情報連絡体制の充実を図ります。</p> <p>■理由 障がい児・者でも障害種別によって受け取れる情報サービスは変わりますので、緊急通報システム(NET119)等を活用して情報連絡体制の確立が必要です。</p>	<p>ご主旨につきましては、施策の方向性(修正後ページP54)「情報提供機能の充実」・「情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実」や(修正後ページP55)「情報/バリアフリーの推進」にて記載がございますので、原案の通りとさせていただきます。</p>

羽島市障害者計画に寄せられた意見

<p>■項目及びページ p. 57 都市基盤の整備</p> <hr/> <p>22 ■意見 ・以下の2つの事柄を「施策の方向性」に追加してください。 ①特定道路についてはバリアフリーを考慮して整備していきます。 ②担当課として「土木監理課」を含める。</p> <p>■理由 ①高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律によって特定道路のバリアフリー化が定められています。例題として「視覚障害者誘導ブロック設置」があります。実際に行われている事業なので計画書に記載すべきです。 ②現行同計画書では「土木監理課」が記載されており、次期計画書も対象事業を実施しているため。</p>	<p>ご主旨につきましては、追加して記載します。</p>
<p>■項目及びページ p. 59 地域における住まいの場の確保</p> <hr/> <p>23 ■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 ・虐待、介護者の不在等の緊急時の受け入れ対応、一人暮らしを想定した体験の機会等、一時的な住まいの場の確保に向けて充実を図っていきます。</p> <p>■理由 地域生活支援拠点等の機能として②緊急時の受け入れ・対応③体験の場・機会があります。現行の施策の方向性では「常時」の住まい確保は記載されていますが、「一時的」な住居の確保も計画書に記載すべきと考えます。</p>	<p>地域生活支援拠点等の充実についてのご意見かと存じます。ご主旨につきましては、本計画の実施計画的位置づけである障害福祉計画(修正後ページP38)に記載がありますので、原案の通りとさせていただきます。 ご意見のように、地域生活支援拠点等の機能である緊急時の受け入れ等については、地域生活支援拠点等の機能として整備に努めてまいります。</p>
<p>■項目及びページ p. 61 防災対策の推進</p> <hr/> <p>24 ■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 ・新たな福祉避難所整備をして、災害発生時の管理運営体制を構築し、避難生活における安全・安心を確保をする。</p> <p>■理由 ①羽島市には福祉避難所が整備されています。実際やっていることなので、施策の方向性に記載するべきと考える。 ②課題整理シートでは福祉避難拠点の整備と記載されています。収容人数と実際の避難者の需要を考えた場合、現状の福祉避難所で足りている状況ですか！？</p>	<p>ご主旨を勘案し、施策の方向性に「福祉避難所の確保、避難所における障がい特性に応じた支援と合理的配慮の促進を図ります。」を追記します。</p>

羽島市障害者計画に寄せられた意見

25	<p>■項目及びページ p. 64 地域福祉の推進</p> <p>■意見 ・以下の文章において修正・削除を計画書に反映させてください。 (削除) 地域の福祉活動は、高齢者やひとり暮らし高齢者に対する取り組みが重視されがちです。 (修正) 地域において複雑かつ多様化する福祉課題を、多機関で協働して包括的に受け止められる相談支援体制を整備・検討していきます。</p> <p>■理由 (削除) この一文は結果論であって「施策の方向性」に何ら関係がないと思われます。 (修正) 「継続して働きかけていきます」が、すごく受動的表現で計画書に政策として記載するのは中途半端すぎます。 修正として提示した文章は第4期羽島市地域福祉活動計画(令和3～6年度)の「多機関で協働できる体制づくり」の取り組みで令和6年度から実施される項目となります。今後やっていく取組なので、この文章で記載したほうが良いと考えます。</p>	<p>(削除) ご意見の内容については、当該方向性の後半部分の繋がりに関して、必要な記載であるため、原案の通りとさせていただきます。 (修正) ご主旨につきましては、P32施策の方向性「重層的な支援体制の強化」として、次期計画より新たに施策に追加しておりますので、原案の通りとさせていただきます。</p>
26	<p>■項目及びページ p. 63 障がいや障がい者に対する理解の促進(事業者への働きかけ)</p> <p>■意見 以下の文面で下線部分を追加して「施策の方向性」に反映してください。 ・市ホームページや広報等、本庁舎ロビーにて障がいに関する<u>理解と認識を深める啓発活動</u>により、障がい者週間を市民に周知します。</p> <p>■理由 岐阜県の市町村では本庁舎ロビーにて啓発活動(作品展示店等)をおこなう活動をしています。羽島市でも新庁舎になり他の分野でも本庁舎ロビーにて啓発活動しているのを多々見受けられます。 羽島市障害者計画アンケート調査では問37「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか」の問いに対して、ある41.2%、問38「日頃、周囲の人に理解・協力してほしいことは何ですか」で「障がいや病気のことを理解してほしい」58.2%と高いです。 案での文面は現行の計画書とほぼ変わらない内容なので、前回の反省を生かし、ひとつ違うやり方を模索するべきだと考えます。</p>	<p>ご主旨につきましては、貴重なご意見として承り、事業実施にあたって参考とさせていただきます。</p>

羽島市障害者計画に寄せられた意見

27	<p>■項目及びページ p. 65 人材育成の充実</p> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 ・福祉に携わるボランティア団体・NPO団体の活動を支援していきます。</p> <p>■理由 ①現行計画書で記載されていたが、次期計画書(案)ではまるごと削除されていた。なぜ当初の案で削除されたのか経緯を聞かせてほしいです。 ②福祉人材の育成にはボランティア団体・NPO団体も障がい者福祉を支える大事な民間団体です。「現状と課題」でボランティアグループは極めて少ない状況となっていると記載されていますが、施策の方向性に反映されていないのは矛盾点を感じます。</p>	<p>ご主旨につきましては、追加して記載します。</p>
28	<p>■項目及びページ p. 65 人材育成の充実</p> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 ・障害福祉分野で働く人材の確保と、専門的な福祉人材の確保やスキルアップに向けた研修機会の提供を進めます。</p> <p>■理由 ①中日新聞朝刊に「障害者福祉施設での職員不足が深刻」という記事がありました。内容を抜粋すると、重度の障害の方は生活全般で介助が必要な利用者が多く、「トイレは利用者1人につき職員2人」での対応が基本だが、反対に「職員1人で複数人を見ることも多い」そうです。 次期計画書(案)での介護分野での福祉人材の確保に対しての施策の方向性として「地域において～継続的に働きかけていきます。」と記載されていますが、抽象・受動的すぎて施策としてふさわしくありません。意見の欄で具体的な文面を表記しましたが、障害福祉分野でも福祉人材の不足が深刻化しています。 ②地域生活支援拠点等の機能のひとつに「専門的人材の確保・養成」があります。</p>	<p>理由の②に記載いただいた、地域生活支援拠点等の機能における「専門的人材の確保・養成」については、障がい者の重度化・高齢化に対応できる人材の確保・養成を趣旨としています。 地域生活支援拠点等における「専門的人材の確保・養成」については、市職員の研鑽と県等で開催される研修等の情報を事業者提供し、知識向上を図ってまいります。 ご意見のご主旨については、貴重なご意見として承り、事業実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
29	<p>■項目及びページ p. 63 障がいや障がい者に対する理解の促進(事業者への働きかけ)</p> <p>■意見 以下の2つの文面を「施策の方向性」に追加してください。 ①担当課 商工観光課 ②企業等、民間事業者の障がい者への「合理的配慮の提供」の周知をしていきます。</p> <p>■理由 2024年4月から障害者差別解消法が改正されまして、民間事業者の「合理的配慮提供」が義務化となります。 法律関係のことなので、企業として取り組まねばならないことなので、担当課が企業に対して周知をしていくことは必要なことだと考えます。</p>	<p>障害者差別解消法については、福祉課が担当しておりますので、ご主旨につきましては、原案の通りとさせていただきます。 なお、周知の方法等につきましては、ご意見を参考とさせていただきます。検討してまいります。</p>